

## 国際課税委員会（第36回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年1月7日第36回国際課税委員会を開催し、財務省主税局から「平成22年度税制改正大綱」について説明をいただき、議論を行いました。議論の概要は以下の通りです。資料は別添です。

（説明の概要）省略（別添資料参照）

（議論の概要）

- ・22年度改正は、21年度改正とセットで考え説明する、ということが必要ではないか。つまり、全体として、我が国企業が、アジア等の成長を取り込もうという企業行動を国際課税の面で支援するとともに、パッシブな資産性所得を通じた租税回避行動を封じる（課税の適正化）というバランスのとれたものになっている。
- ・特定外国子会社合算税制（以下 CFC 税制）の適用除外基準について、実質的に、エンティティ アプローチからインカムアプローチに変更されたメリットは大きい。事務負担の軽減にもつながる。
- ・今回の見直しは、事業統括会社と物流統括会社だけなのか
- ・（オランダにグループトレジャリーを置き、運用、キャッシュプーリング等を行う）グループ・ファイナンスカンパニーの取扱いかん。
- ・非関連者基準の判定にあたり、卸売業を主たる事業者とする統括会社と、コミッションスキームとの関係いかん。
- ・資産性所得（パッシブ所得）について、法令で定義するのだが、所得税等における資産所得との整合性を取る必要があるのではないか。
- ・資産性所得合算に当たって、譲渡損失は譲渡益等と相殺できるのか。できない理由は何か。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。